

201427013A (1/2)

平成26年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存の
実態把握と薬物依存症者の「回復」と
その家族に対する支援に関する研究

(H25-医薬-一般-018)

研究報告書

(総括研究報告書+分担研究報告書)

平成27年(2015年)3月

研究代表者：和田 清
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所
薬物依存研究部長

目 次

I . 総括研究報告書	和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	1
II . 分担研究報告書		
II - 1 . 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究		
1-1 : 飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査(2014年)	17	
和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）		
1-2 : 全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査	95	
松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）		
1-3 : 救命救急センターにおける向精神薬を含む薬物乱用症例の実態調査	129	
上條吉人（北里大学医学部救命救急医学）		
1-4 : 全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究	139	
庄司正実（目白大学 人間学部）		
1-5 : 監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究	165	
福永龍繁（東京都監察医務院）		
1-6 : 薬局を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究	169	
嶋根卓也（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）		
II - 2 . 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究		
2-1 : 薬物依存症者に対する支援活動の実態と課題に関する研究	181	
宮永 耕（東海大学 健康科学部社会福祉学科）		
2-2 : 精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究	191	
近藤あゆみ（新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科）		
III : 研究成果の刊行に関する一覧表	207	
IV : 研究成果の刊行物・別刷り	別添	

總 括 研 究 報 告 書

平成26年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)
総括研究報告書

「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存の実態把握と薬物依存症者の「回復」と
その家族に対する支援に関する研究
(H25-医薬-一般-018)

研究代表者 和田 清 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部長

研究要旨 薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するため、薬物乱用・依存の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究を行った。

【研究1 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究】

■研究1-1：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2014年）：わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、薬物乱用の危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤・「脱法ドラッグ」乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2014年10月中（一部11～12月中）であり、層別一段集落抽出法により選ばれた全国240校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。有効回答は、129校（対象校の53.8%）、55,707人（対象校の全生徒想定数の46.8%）であった。
①有機溶剤の生涯経験率（これまでに1回でも経験したことのあると答えた者の割合）は、男子で1.0%、女子で0.4%であり、全体では0.7%であった。この結果は、男女及び全体で最低の値だった2012年調査と比べて、女子では変化がなかったが、男子で0.4ポイント、全体で0.2ポイントの上昇である。2012年調査との比較では、男子における有機溶剤乱用の目撃率は0.1ポイント上昇、身近にいる有機溶剤乱用者の周知率は0.2ポイントの上昇、有機溶剤乱用への被誘惑率は0.1ポイント上昇しており、確かに男子における有機溶剤乱用の増加を伺わせる結果であった。しかし、本研究者らには中学生男子で有機溶剤乱用が再び広がり始めているという情報はない。そこで考えられるのが、生涯経験率については「ある薬物についてのバイアスが強く働くと、どういう訳かその他の薬物についてのバイアスが低下する傾向がある」という経験である。「脱法ドラッグ」使用者による2014年6月の池袋での死傷者7人を出した自動車運転事故以降、この「脱法ドラッグ」問題が同年秋まで、新聞・テレビ等で報じられない日はない状況であった。このことが、「脱法ドラッグ」に対するバイアスを強めると同時に、有機溶剤に対するバイアスを弱めた可能性が否定できない。しかし、成人に比べれば「脱法ドラッグ」の入手が難しいであろう中学生間で、「脱法ドラッグ」に触発されて、有機溶剤に手を出す生徒がいた可能性も否定はできない。継続モニタリングが必要である。
②有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。
③中学生における喫煙は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。
④有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。
⑤大麻の生涯経験率は、男子では0.3%、女子で0.1%、全体では0.2%であった。この結果は、男女及び全体で、2012年調査同様一連の本調査では最低の値である。
⑥覚せい剤の生涯経験率は、男子では0.3%、女子で0.2%、全体では0.2%であった。この結果は、男女及び全体で、2012年調査同様一連の本調査では最低の値である。
⑦「脱法ドラッグ」の生涯経験率は、男子で0.3%、女子で0.1%、全体で0.2%であった。この結果は、2012年調査の結果と同じであり、乱用の拡大傾向は認められなかった。
⑧有機溶剤乱用経験者群の12.6%の者に大麻乱用の経験があり、12.8%の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつ

きがあることが再確認された。しかしそれ以上に、「脱法ドラッグ」乱用経験者の48.6%の者に大麻乱用経験があり、65.1%の者に覚せい剤乱用経験があった。この結びつきの強さは2012年調査と同傾向であり、従来の「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」という流れ以外に、「喫煙→有機溶剤→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」ないしは「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものである。

■研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査：全国の有床精神科医療施設1,598施設を対象に、2014年9～10月に通院もしくは入院したすべての薬物関連障害患者に関する調査を実施した。75.2%の施設から協力が得られ、有効症例1,579症例を分析の対象とした。

①薬物毎の生涯使用経験率は、多い順に覚せい剤(60.9%)、有機溶剤(34.4%)、大麻(33.9%)、危険ドラッグ(31.2%)、処方薬(治療目的以外の不適切な使用)(30.8%)であり、2012年調査との比較では、上位三薬物は同じであるが、四番目が処方薬から危険ドラッグに変わっていた。

②主たる(原因)薬物としての割合は、多い順に覚せい剤(42.2%)、危険ドラッグ(23.7%)、処方薬(睡眠薬・抗不安薬)(13.1%)、有機溶剤(5.7%)、大麻(2.4%)であった。第2位が危険ドラッグであることは2012年調査の結果と同じであるが、その割合は16.3%から23.7%に増加していた。

③ただし、「過去1年以内に主たる薬物の使用が認められた者」1,019例に限定した場合、「主たる薬物」として最も多いのは、危険ドラッグ(34.8%)であり、次いで覚せい剤(27.4%)、処方薬(16.9%)であった。

④過去1年以内に薬物使用のある薬物関連精神疾患症例1,019例中、「依存症候群」の診断に該当した者は69.2%にも達していたにもかかわらず、医療機関などの依存症治療プログラム(38.5%)や自助グループ(32.4%)・民間リハビリ施設(22.2%)を利用したことのある者は限られていた。

⑤国内における薬物依存症に対する治療体制の整備は喫緊の課題であると考えられた。

■研究1-3：救命救急センターにおける向精神薬を含む薬物乱用症例の実態調査：救急医療施設に向精神薬の過量服薬により搬送された患者を対象に、向精神薬の過量服薬の実態および関連する心理社会的要因について検討を行った。対象者は、2011年1月～2013年11月に向精神薬の過量服薬により急性薬物中毒のため北里大学病院救命救急センターへ搬送となった患者367名(男性：83名、女性：284名)である。このうち、書面にて同意を取得した81名(男性：18名、女性：63名)を分析の対象とした。

①80名(98.8%)の対象者が何らかの精神障害に罹患していた。

②向精神薬の過量服薬を数時間以上前から考えていた患者は、衝動的に過量服薬した患者よりも、より多量に向精神薬を過量服薬することが明らかになった。しかし、明確な自殺念慮を持ったいわゆる“本気”的過量服薬とそうでない過量服薬との間に、服用した向精神薬の錠数について違いが認められなかった。これは、たとえ少量の向精神薬を過量服薬した患者であっても、患者の希死念慮・自殺念慮、過量服薬を考えた時期、精神医学的・心理社会的評価をきちんと評価したうえで、今後の自殺企図再発のリスクを判断すべきであることを意味している。

③救急医療現場では、精神障害の治療に加え、メンタルヘルスを専門とする臨床心理士などによる心理社会的介入の必要性が示唆された。

■研究1-4：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究：薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および乱用実態を把握するために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に対して質問紙調査を実施した。有効調査人数は、1,107人(男性777人、女性330人)であった。

①有機溶剤乱用者数は男35人(4.5%)女性68人(20.6%)、大麻乱用者数は男性16人(2.1%)女性18人(5.5%)、覚せい剤乱用者数は男性1人(0.1%)女性11人(3.3%)、ブタン乱用者数男性88人(11.3%)女性72人(21.8%)であった。その他、抗不安薬(安定剤)乱用が男性18人(2.3%)女性38人(11.5%)、プロン(咳止め液)乱用が男性14人(1.8%)女性33人(10.0%)に認められた。従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。

②危険ドラッグは男女それぞれ16人(2.1%)および12人(3.6%)に認められた。

③1994年度からの変化では、有機溶剤乱用、覚せい剤、大麻ともに減少傾向を示していた。

④入所非行児の非行歴は軽度化している傾向が窺われた。

■1-5：監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究：2005～2014年に東京都監察医務院で取り扱った異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態を把握することを目的とし

た。 ①医薬品等の行政解剖件数に対する割合は近年増加した。 ②精神神経用剤の検出件数は高止まりで推移した。 過去 10 年間の検出件数より各医薬品等に対する割合を算出すると、精神神経用剤は 37.2%，催眠導入剤は 33.1%，抗てんかん剤は 10.3%，解熱鎮痛消炎剤は 2.6%，アルカロイドは 1.0%，その他薬物は 15.8% であった。 ③東京 23 区内における危険ドラッグ関連死は、2012 年 4 件、2013 年 16 件であった。 平均年齢は 37.0 歳であった。 職業は、有職者 13 例、無職者 4 例、不詳は 3 例であった。 有職者 13 例の職業は会社員 5 例、自営業 2 例、音楽家 2 例、風俗関連 2 例、歯科医 1 例、アルバイト 1 例であった。 ■1-6：薬局を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究：保険薬局に勤務する薬剤師を対象として、向精神薬等の過量服薬防止に重点を置いたゲートキーパートレーニング（以下、GKT）を実施し、GKT の効果を検証した。埼玉県薬剤師会に所属する薬剤師を対象に GKT を実施した。介入効果は、自記式質問紙調査法により、介入 2 ヶ月前(T1)、介入直前 (T2)、介入直後 (T3)、介入 6 ヶ月後(T4) の 4 時点で測定した。薬剤師の臨床行動（①過量服薬者との応対経験、②良好な服薬指導、③処方医への情報提供④支援機関への紹介）をメインアウトカムとした。介入群 83 名、対照群 231 名より有効回答を得た。 ①GKT の前後で、介入群では「処方医への情報提供」ができる薬剤師が有意に増えるが、対照群では同様の変化はみられなかった（介入群：T1, 53.8%、T4, 73.1%、対照群：T1, 50.9%、T4, 42.2%）。 ②「良好な服薬指導」および「支援機関への紹介」については、数値の上昇はみられたものの、有意な変化は認められなかった。 ③一方、介入群の知識スコア、自己効力感スコアは介入直後 (T3) に上昇し、スコアの上昇は介入後 6 ヶ月 (T4) まで維持されていた。 ④介入群における「処方医との情報共有」ができる対象者の增加は、ゲートキーパーとしての薬剤師が担う臨床行動が改善したことを意味しており、GKT がもたらした効果と言える。

【研究 2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究】

■2-1：薬物依存症者に対する支援活動の実態と課題に関する研究：ダルク等の薬物依存症を対象とした「回復支援施設」がサービス提供している利用者の実態について、その全体的状況を調査した。平成 27 年 2 月 1 日現在で、ダルク（含、APARI）83 か所の他、名称にダルクを含まない同種の施設 5 か所を含め 88 施設を対象とし、41 施設（同一団体が経営する数か所を一括回答したものも含む）より回答があり、計 706 人の利用者の状況が把握できた。 ①回答あった 41 施設のうち半数が障害者総合支援法もしくは法務省保護局による自立準備ホーム事業登録による事業を行っていた。 その他の 21 施設はそのほとんどが任意団体として事業を行っていた。 ②利用者全体では、男性が 9 割以上（644 人・91.2%）、女性は 53 人（7.5%）、その他 2 人（0.2%）、DK/NA（1.1%）であり、年齢階層別では 40 歳代と 30 歳代が約 3 割を、続く 50 歳代、20 歳代が 15% 前後を占めていた。 ③生活保護受給中の利用者は、過去 2 回の調査結果より大きく増えており、入寮者で 77%、通所者で 59%、全体で 74% であった。 ④7 年前の前回調査時と、現在の利用者とでは使用薬物の種別も異なつており、危険ドラッグ（脱法ハーブ）が引き起こす問題がダルク利用者にも反映されていた。特に 30 歳代以下の若年世代における危険ドラッグ問題と多剤使用及び 50 歳代以上のアルコール使用障害は、30 歳代から 60 歳代まで広がる覚せい剤の単剤使用と合わせて認められ、治療的介入もそれに応じたものが求められる。 ⑤刑の一部執行猶予制度の実施準備段階に対応し、全国のダルク等の半数以上が自立準備ホーム登録を行っているが、現時点では全体の 1 割程度の委託者数にとどまる。現状ではダルク関連施設で約 400 名程度のキャパシティが見込まれるもの、居住場所等物理的な日常生活確保以外にもスタッフ養成配置や運営方法等に未解決な課題もあり、現状では総数の正確な算出は難しいと考えられた。 ■2-2：精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究：平成 24 年度に作成した 4 種類の家族心理教育プログラム教材の理解度及び有効性等を検討した。 ①有効性については、約 7 割の家族が「かなり役に立つ」または「非常に役に立つ」と回答しており、一定の有効性が確認できたが、理解度については、「かなり理解できた」または「完全に理解できた」と回答した者の割合は約 6 割にとどまっていた。 ②理解度をあげるためにには、プログラムを一度だけでなく繰り返し行う必要があろう。 ③また、本人

の現在の薬物問題の状況等によって、プログラムに対する理解度や有効性が低い家族が存在する可能性があるため、個別の評価や支援を忘れてはならない。

【結論】今回の調査研究で、中学生における有機溶剤生涯経験率が上昇していたが、実際に増加したのかどうかは今後のモニタリングが必要である。また、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が強く示唆された。また、2014年は「脱法ドラッグ」問題が報道されない日はないほど、「脱法ドラッグ」問題が一大社会問題化したが、その影響は医療施設、「回復」支援施設等にも確実に影響を及ぼしていた。「刑の一部執行猶予」制度の施行を控え、薬物依存症者を地域で「回復」させる体制作りが喫緊の課題である。

(厚生労働省と警察庁は2014年7月22日、「脱法ドラッグ」に変わる新呼称名を「危険ドラッグ」とすると発表したが、本研究班の多くの調査研究では、その日以前に「脱法ドラッグ」という呼称名で調査研究を進めていたため、本報告書では「脱法ドラッグ」という呼称名を主に使わせていただく)

研究分担者

和田 清	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長
松本俊彦	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 診断治療開発研究室長
上條吉人	北里大学医学部救命救急医学 教授
庄司正実	目白大学 人間社会学部 教授
福永龍繁	東京都監察医務院 院長
嶋根卓也	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室長
宮永 耕	東海大学 健康科学部 社会福祉学科 准教授
近藤あゆみ	新潟医療福祉大学社会福祉学部 社会福祉学科 准教授

乱用・依存に関する国内状況は大きく変わりつつある。

第三次覚せい剤乱用期は、当初は一部の外国人による新たな密売方法の出現、違法薬物の入手可能性の高まり、乱用の若年層までの拡大等が始まった。しかし、その後（特にこの数年間）は、「脱法ドラッグ」、リタリンに代表される医薬品の乱用・依存、大麻汚染の拡大等に代表されるよう、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」であり、「有機溶剤優位型」という我が国独自型から、大麻優位型という欧米型への変化として捉えることができる（和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 43:120-131, 2008）。2014年6月の「脱法ハーブ」吸引者による東京・池袋での自動車運転死傷事件に代表される「脱法ドラッグ」問題は、まさに「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」の象徴そのものであろう。この事件をきっかけとして、それ以降の2014年は、「脱法ドラッグ」問題が新聞紙上を飾らない日がないほど、「脱法ドラッグ」問題で日本中が揺れに揺れた年となった。

これらの状況変化は、依存性薬物乱用・依存の迅速な実態把握の必要性と、その実態に見合った対策立案の迅速な必要性を益々高めるものである。

薬物乱用・依存の実態把握は違法行為の掘り起こし的性質があり、困難を極める。2013年度～2014年度の本研究では、薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みる。対象・調査法は次の通りである。
①わが国全体での薬物乱用・依存状況を把握する

A. 研究目的

現在、我が国は未だ第三次覚せい剤乱用期にある。この間、薬物乱用対策推進本部により「薬物乱用防止5ヵ年戦略」（平成10年5月）、「薬物乱用防止新5ヵ年戦略」（平成15年7月）、「第三次薬物乱用防止5ヵ年戦略」（平成20年8月）が策定され、その後、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（平成22年7月）が打ち出され、平成25年8月には、「第四次薬物乱用防止戦略」を経て今日に至っているが、1995年に始まる第三次覚せい剤乱用期も、既に20年近くが経っており、薬物

ための全国住民調査(層化二段無作為抽出)、②薬物乱用開始最頻年齢層である中学生の全国調査(層別一段集落抽出法)、③薬物依存・精神病に陥った患者を対象とした全国精神科医療施設調査(全数調査)、④「脱法ドラッグ」およびベンゾジアゼピン系薬剤の乱用者が搬送されやすい救命救急センターにおける薬物乱用の実態調査、⑤薬物乱用のハイリスク・グループである児童自立支援施設入所者に対する全国調査(全数調査)、⑥東京都23区内での異状死を検査しており、麻薬・覚せい剤のみならず各種「脱法ドラッグ」による死亡を検出できる可能性のある東京都監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究、⑦薬局を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究である。

これらにより、わが国の薬物乱用・依存の実態を多面的に把握でき、乱用防止対策並びに薬物依存者対策立案・遂行の際の基礎資料に供することができると考えている。ただし、費用効率と調査される側の各種負担を考慮し、2013年度は①薬物使用に関する全国住民調査に重点をおき、②～⑦に関しては2014年の本調査に向けての準備研究とした。

以上の調査研究は、第四次薬物乱用防止五か年戦略の「目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」の「(5)薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進」に呼応したものであるが、同じく「目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」の「(2)薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化(民間団体・関係機関等との連携強化)」と「(3)薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実(民間団体・関係機関等との連携強化)」に対応した、再乱用防止のための、⑧ダルクを中心とした薬物依存症者に対する支援活動の実態とその課題を把握するための調査研究と、⑨精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究も実施した。

B. 各分担研究の目的、方法、及び結果

■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

研究1-1：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査(2014年) 通称：全国中学生調査(2014年)

研究分担者 和田 清

国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部長

わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、特に有機溶剤乱用に関する危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤・「脱法ドラッグ」乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2014年10月中(一部11～12月中)であり、層別一段集落抽出法により選ばれた全国240校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。その結果、129校(対象校の53.8%)より、55,986人(対象校240校の全生徒想定数の47.0%)の回答を得た。そのうち、有効回答数は55,707人(対象校240校の全生徒想定数の46.8%)であった。① 有機溶剤の生涯経験率(これまでに1回でも経験したことのあると答えた者の割合)は、男子で1.0%(1年生1.0%、2年生1.0%、3年生1.0%)、女子で0.4%(1年生0.4%、2年生0.4%、3年生0.5%)であり、全体では0.7%(1年生0.7%、2年生0.7%、3年生0.8%)であった。この結果は、男女及び全体で最低の値だった2012年調査と比べて、女子では変化がなかったが、男子で0.4ポイント、全体で0.2ポイントの上昇である。2012年調査との比較では、男子における有機溶剤乱用の目撃率は0.1ポイント上昇、身近にいる有機溶剤乱用者の周知率は0.2ポイントの上昇、有機溶剤乱用への被誘惑率は0.1ポイント上昇しており、確かに男子における有機溶剤乱用の増加を伺わせる結果であった。しかし、本研究者らには、中学生男子で有機溶剤乱用が再び広がり始めているという情報はない。そこで考えられるのが、生涯経験率については「ある薬物についてのバイアスが強く働くと、どういう訳かその他の薬物についてのバイアスが低下する傾向がある」という経験である³¹⁾。「脱法ドラッグ」使用者による2014年6月の池袋での死傷者7人を出した自動車運転事故以降、この「脱法ドラッグ」問題が同年秋まで、新聞・テレビなどで報じられない日はない状況であった。このことが、「脱法ドラッグ」に対するバイアスを強める

とともに、有機溶剤に対するバイアスを弱めた可能性が否定できない。しかし、成人に比べれば「脱法ドラッグ」の入手が難しいであろう中学生間で、「脱法ドラッグ」に触発されて、有機溶剤に手を出す生徒がいた可能性も否定はできない。継続モニタリングが必要である。② 有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好みたくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が再確認された。③ 結局、有機溶剤経験者群は、相対的に見れば、家庭にも、学校にもなじめず、友人関係も希薄な中学生たちが多く、「居場所のない子供たち」と推測することができよう。④ また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。⑤ 有機溶剤乱用による健康への害知識の周知率は、2006年をピークに減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が強く示唆された。⑥ 参考データ的意味合いが否定できないが、大麻の生涯経験率は男子で0.3%、女子で0.1%，全体では0.2%であった。覚せい剤の生涯経験率は、男子で0.3%、女子で0.2%、全体では0.2%であった。これらの結果は2012年調査の結果同様、過去最低を維持していた。⑦ 参考データ的意味合いが否定できないが、「脱法ドラッグ」の生涯経験率（内は2012年調査の結果）は、男子で0.3%(0.3%)（1年生0.2%(0.2%)、2年生0.3% (0.2%)、3年生0.3% (0.5%)）、女子で0.1% (0.2%)（1年生0.1% (0.1%)、2年生0.1% (0.1%)、3年生0.1% (0.3%)）、全体で0.2% (0.2%)（1年生0.1% (0.1%)、2年生0.2% (0.2%)、3年生0.2% (0.4%)）であった。2012年調査で危惧された「脱法ドラッグ」乱用の拡大は阻止できたようである。⑧ 大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度は、2012年調査で激減傾向を示し、今回の2014年調査ではさらに微減傾向を示していた。薬物乱用防止教育の再強化が強く求められる結果であった。⑨ 大麻、覚せい剤の入手可能性は2002年から2006年にかけて大きく減

少し、その後は横ばい状態である。ただし、「シンナー遊び」経験者群での大麻及び覚せい剤の入手可能性は非経験者群に比べて有意に高く、わが国の中学生にとって、有機溶剤を乱用すると言うことは、大麻、覚せい剤が身近なものになるという特徴を如実に示していた。「脱法ドラッグ」の入手可能性は、男子、女子、全体で、学年とともに有意差をもって高くなっていた。入手可能とした者は、男子で20.2%（括弧内は2012年調査の結果：16.7%）、女子で15.1%（14.5%）、全体で17.9%（15.6%）であり、2012年調査より、わずかながら多くなっていた。⑩ 薬物の乱用経験率には、法の遵守性が大きく影響すると考えられる。喫煙については全体の約4%の者が「少々ならかまわない」を選んでいるのに対して、「シンナー遊び」に関してそれを選んだ者は0.9%，大麻では0.5%であったことは、同じ依存性薬物と言えども、有機溶剤及び大麻乱用への心理的垣根は喫煙よりははるかに高いことを物語っている。⑪ 喫煙経験者の5.2%の者に「シンナー遊び」の経験があった。「シンナー遊び」経験者の12.6%の者に大麻乱用経験があった。「シンナー遊び」経験者の12.8%の者に覚せい剤乱用経験があった。これらにより、喫煙経験と有機溶剤乱用経験、有機溶剤乱用経験と大麻・覚せい剤乱用経験との間には強い関係があることが再確認された。驚くべきことは、2012年調査同様、「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻、覚せい剤乱用経験の高さである。「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率は、48.6%であり、「脱法ドラッグ」乱用経験者における覚せい剤乱用経験率は、65.1%にも上った。従来、中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきた。しかし、「脱法ドラッグ」の出現は、「喫煙→有機溶剤・脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」ないしは「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの出現可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではないことを示唆している。このことは2012年調査で初めて示唆されたが、2014年調査でもそれが再確認された。⑫ 2014年調査で、携帯電話所有の有無と有機溶剤、大麻、覚せい剤、「脱法ドラッグ」乱用の生涯経験との関係を初めて調べたが、携帯電話所有の有無と薬物乱用経験との間には明らか

な関係は認められなかった。^⑬ 2014年の本調査結果は、中学生における有機溶剤乱用が再拡大するのかどうか、「脱法ドラッグ」乱用は拡大あるいは収束するのかを監視するための継続的モニタリングの必要、薬物乱用による害知識の周知率向上に向けた薬物乱用防止教育の再強化の必要を示唆する結果であった。

研究 1-2: 全国的精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査 通称：全国精神科病院調査（2014年）

研究分担者 松本俊彦
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
診断治療開発研究室長

わが国の精神科医療施設における薬物関連障害の実態を横断的、縦断的に把握するために、全国の有床精神科医療施設 1,598 施設を対象に、2014 年 9~10 月に通院もしくは入院したすべての薬物関連障害患者に関する情報を収集した。75.2% の施設より回答を得ることができた。調査期間中に薬物関連障害患者の治療を行った精神科医療機関は、調査対象施設の 16.4% であり、この割合は、2010 年度調査の 8.4% はもとより、2012 年度調査の 13.8% をも上回る数値であった。報告された症例の総計は 1,709 例であったが、有効症例数は 1,579 例であり、これを分析対象とした。

その結果、「主たる薬物」として最も多かったのは覚せい剤（42.2%）で、次いで危険ドラッグ（23.7%）、処方薬（睡眠薬・抗不安薬）（13.1%）、有機溶剤（5.7%）、大麻（2.4%）という順であった。しかし、「過去 1 年以内に主たる薬物の使用が認められた者」1,019 例に限定した場合、「主たる薬物」として最も多いのは、危険ドラッグ（34.8%）であり、次いで覚せい剤（27.4%）、処方薬（16.9%）であった。今日の薬物依存症臨床の現場では、危険ドラッグや処方薬といった「取り締まれない薬物」が中心的課題となりつつある状況がうかがわれた。

危険ドラッグ関連障害患者の臨床的特徴については、比較的若年で、男性が多く、学歴が高い傾向が見られ、覚せい剤関連障害患者と同様、刺激・快楽希求的な意図から使用する者が多かった。また、危険ドラッグ関連障害患者では、覚せい剤

関連障害患者に比べ、就労している者が多く、家族と同居している者の割合は高かった。さらに、ICD-10 F1 下位診断分類の分布や各診断該当率から、その依存性や精神病惹起危険性において、危険ドラッグは「覚せい剤に勝るとも劣らない」可能性が示唆された。

一方、処方薬関連障害患者の場合は、刺激希求・快楽希求・ストレス解消目的から薬物を使用する覚せい剤および危険ドラッグ関連障害患者とは異なり、不安・不眠などの苦痛緩和を目的とする薬物使用が多く、F3 気分障害と F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害を併存する者も多かった。また、患者の 85% が、乱用薬物を精神科医療機関から入手していた。なお、薬物関連障害患者によって乱用される頻度の高い処方薬としては、これまでの本調査と同様、etizolam、flunitrazepam、triazolam、zolpidem などの薬剤が同定された。

今年度の調査では、対象となった薬物関連障害患者がどのくらい治療・回復のための社会資源を利用しているのかも調べた。その結果、過去 1 年以内に薬物使用のある薬物関連精神疾患症例 1,019 例中、ICD-10 の「依存症候群」の診断に該当した者は 69.2% にも達していたにもかかわらず、医療機関などの依存症治療プログラム（38.5%）や自助グループ（32.4%）・民間リハビリ施設（22.2%）を利用したことのある者は限られていた。今後、国内における薬物依存症に対する治療体制の整備は喫緊の課題であると考えられた。

■研究 1-3：救命救急センターにおける向精神薬を含む薬物乱用症例の実態調査：

研究分担者 上條吉人
北里大学医学部救命救急医学
教授

【目的】向精神薬を使用した自殺企図および自傷行為の予防策を確立する上での一助となることを目的に、救急医療施設に向精神薬の過量服薬により搬送された患者を対象に質問紙調査を実施し、向精神薬の過量服薬の実態および関連する心理社会的要因について検討を行った。

【方法】研究の対象者は、2011 年 1 月～2013 年 11 月に向精神薬の過量服薬により急性薬物中

毒のため北里大学病院救命救急センターへ搬送となった患者 367 名（男性：83 名、女性：284 名、平均年齢：38.3±12.5 歳）である。このうち、書面にて同意を取得した 81 名（男性：18 名、女性：63 名、平均年齢：38.9±11.8 歳）を分析の対象とした。

【結果および考察】80 名（98.8%）の対象者が何らかの精神障害に罹患していた。向精神薬の過量服薬を数時間以上前から考えていた患者は、衝動的に過量服薬した患者よりも、より多量に向精神薬を過量服薬することが明らかになった。しかし、明確な自殺念慮を持ったいわゆる“本気”的過量服薬とそうでない過量服薬との間に、服用した向精神薬の錠数について違いが認められなかつた。これは、本気で死のうと思い過量服薬したとしても、時期によって服用量にばらつきが生じるため、安易に過量服薬した量で自殺企図の有無や今後の自殺リスクを判断すべきではないということである。たとえ少量の向精神薬を過量服薬した患者であっても、患者の希死念慮・自殺念慮、過量服薬を考えた時期、精神医学的・心理社会的評価をきちんと評価したうえで、今後の自殺企図再発のリスクを判断すべきであることを意味している。患者の心理社会的背景として、無職で家族・恋人・友人といった身近な人間とのトラブルを契機に衝動的に過量服薬する傾向が認められた。今後、精神障害の治療に加え心理社会的介入の必要性が示唆された。そのような支援を担う職種として、臨床心理士などのメンタルヘルスを専門とするコメディカルが、今後、救急医療現場で活用されることを期待する。

研究 1-4：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究 通称：全国児童自立支援施設調査（2014 年）

研究分担者 庄司正実
目白大学 人間社会学部 教授

薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および乱用実態を把握するために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に対して質問紙調査を実施した。有効調査人数は、1,107 人（男性 777 人、女性 330 人）であった。調査により以下のような結果が得られた：

有機溶剤乱用者数は男 35 人（4.5%）女性 68 人（2

0.6%），大麻乱用者数は男性 16 人（2.1%）女性 18 人（5.5%），覚せい剤乱用者数は男性 1 人（0.1%）女性 11 人（3.3%），ブタン乱用者数男性 88 人（11.3%）女性 72 人（21.8%）であった。その他、抗不安薬（安定剤）乱用が男性 18 人（2.3%）女性 38 人（11.5%），プロン（咳止め液）乱用が男性 14 人（1.8%）女性 33 人（10.0%）に認められた。従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。

危険ドラッグは男女それぞれ 16 人（2.1%）および 12 人（3.6%）に認められた。

1994 年度からの変化は以下のとおりである。有機溶剤乱用はこれまでと同様に減少傾向を示した。特に男性においてこの傾向が著しく、1994 年 41.2% から 2006 年以降 10% 前後に減少し今回は前回 2 年前と同じ 4.5% であった。女性でも 1994 年 59.6% から 2006 年以降 30% となっていたが、前回 21.6% で今回 20.6% となった。覚せい剤乱用は男女とも 2000 年ころまでやや増加傾向にあったが、2002 年以降減少傾向を示しており、男性は 2006 年以降 1% 以下で女性は 2008 年以降 10% 以下となつた。大麻乱用頻度について、男性は 4% から 5% 前後であったが 2010 年以降 2% ほどであり今回 2.1% となり、一方女性では 1994 年（22.0%）および 1996 年（19.0%）はやや高かったが 1998 年から 14% から 15% 台であったが前回 7.0% で今回 5.5% と 1% 以下となっている。

入所非行児の非行歴を検討した結果非行程度がやや軽度化している傾向が疑われた。

児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスク・グループではあるが、乱用薬物が従来のように有機溶剤中心ではなくなってきていることを示している。

研究 1-5：監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究

研究分担者 福永龍繁
東京都監察医務院 院長

2005～2014 年に東京都監察医務院で取り扱つた異状死に関し、発生件数と行政解剖より検出された薬物件数の分布を調査することにより、東京都 23 区における薬物乱用・依存等の実態を把

握することを目的とした。医薬品等の行政解剖件数に対する割合は近年増加した。また、精神神経用剤の検出件数は高止まりで推移した。過去10年間の検出件数より各医薬品等に対する割合を算出すると、精神神経用剤は37.2%、催眠導入剤は33.1%、抗てんかん剤は10.3%、解熱鎮痛消炎剤は2.6%、アルカロイドは1.0%、その他薬物は15.8%であった。東京23区内における危険ドラッグ関連死は、2012年4件、2013年16件であった。平均年齢は37.0歳であった。職業は、有職者13例、無職者4例、不詳は3例であった。有職者13例の職業は会社員5例、自営業2例、音楽家2例、風俗関連2例、歯科医1例、アルバイト1例であった。医薬品及び危険ドラッグ関連死の発生動向に関して、今後も注視する必要性が示唆された。

研究1-6：薬剤師を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究

研究分担者 嶋根卓也
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
心理社会研究室長

保険薬局に勤務する薬剤師を対象として、向精神薬等の過量服薬防止に重点を置いたゲートキーパートレーニング（以下、GKT）を実施し、薬剤師の臨床行動の変化を追うことで、GKTの効果を検証した。

埼玉県薬剤師会に所属する薬剤師を対象に、計7時間（グループワークを含む）のGKTを実施した。介入効果は、自記式質問紙調査法により、介入2ヶ月前(T1)、介入直前(T2)、介入直後(T3)、介入6ヶ月後(T4)の4時点で測定した。薬剤師の臨床行動（①過量服薬との応対経験、②良好な服薬指導、③処方医への情報提供④支援機関への紹介）をメインアウトカムとした。

介入群83名、対照群231名より有効回答を得た（性別、年代、学歴は群間に有意差なし）。

GKTの前後で、介入群では「処方医への情報提供」ができる薬剤師が有意に増えるが、対照群では同様の変化はみられなかった（介入群：T1, 53.8%、T4, 73.1%、対照群：T1, 50.9%、T4, 42.2%）。

「良好な服薬指導」および「支援機関への紹介」については、数値の上昇はみられたものの、有意な変化は認められなかった。

一方、介入群の知識スコア、自己効力感スコアは介入直後(T3)に上昇し、スコアの上昇は介入後6ヶ月(T4)まで維持されていた。

介入群における「処方医との情報共有」ができる対象者の増加は、ゲートキーパーとしての薬剤師が担う臨床行動が改善したことを意味しており、GKTがもたらした効果と言える。診察時に語られなかつた過量服薬者の情報を薬局から処方医へ提供し、共有することで、再乱用防止に向けた注意喚起となる可能性や、処方が過量服薬に配慮した内容（処方量、処方日数、使用薬剤）に見直される可能性も期待できる。一方、「良好な服薬指導」および「支援機関への紹介」に関しては数値の上昇はみられたものの、有意な改善がみられなかつたことから、現時点ではGKTによる効果があったとは判断できない。今後、兵庫県薬剤師会の結果を踏まえて、最終的に評価する必要がある。

■研究2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究

研究2-1：薬物依存症者に対する支援活動の実態と課題に関する研究

研究分担者 宮永 耕
東海大学 健康科学部社会福祉学科
准教授

ダルク等の薬物依存症を対象とした「回復支援施設」がサービス提供している利用者の実態について、7年ぶりに全国の施設に依頼して実施した調査により、その全体的状況を明らかにした。

平成27年2月1日現在の対象施設は、ダルク（含、APARI）83か所の他、名称にダルクを含まない同種の施設5か所を含め88施設を対象とし調査を依頼した。41施設（同一団体が経営する数か所を一括回答したものも含む）より回答があり、計706人の利用者の状況が把握できた。

回答あった41施設のうち半数が障害者総合支援法もしくは法務省保護局による自立準備ホーム事業登録による事業を行っていた。その他の21施設はそのほとんどが任意団体として事業を行っていた。

利用者全体では、男性が9割以上（644人・91.2%）、女性は53人（7.5%）、その他2人（0.2%）、DK/NA（1.1%）であり、年齢階層別では40歳代と

30歳代が約3割を、続く50歳代、20歳代が15%前後を占めていた。

生活保護受給中の利用者は、過去2回から大きくその割合を拡大し、入寮者で77%、通所者で59%、全体で74%であった。

7年前の前回調査時と、現在の利用者とでは使用薬物の種別も異なっており、危険ドラッグ（脱法ハーブ）が引き起こす問題がダルク利用者にも反映されていた。特に30歳代以下の若年世代における危険ドラッグ問題と多剤使用及び50歳代以上のアルコール使用障害は、30歳代から60歳代まで広がる覚せい剤の単剤使用と合わせて認められ、治療的介入もそれに応じたものが求められる。

刑の一部執行猶予制度の実施準備段階に対応し、全国のダルク等の半数以上が自立準備ホーム登録を行っているが、現時点では全体の1割程度の委託者数にとどまる。現状ではダルク関連施設で約400名程度のキャパシティが見込まれるもの、居住場所等物理的な日常生活確保以外にもスタッフ養成配置や運営方法等に未解決な課題もあり、現状では総数の正確な算出は難しいと考えられた。

■2-2:精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究

研究分担者 近藤あゆみ
新潟医療福祉大学
社会福祉学部社会福祉学科 准教授

ダルク家族会及び医療保健機関の家族教室参加者延べ199名を対象に、平成24年度に作成した4種類の家族心理教育プログラムを教材研究者らまたは機関職員が実施し、このプログラムの理解度及び有効性等を検討した。

家族の年齢、性別、本人との続柄については、50～60代が約7割(66.9%)と多く、女性(76.4%)、親(88.4%)が多かった。また、継続的に支援を受けるようになってから5年以下の家族(61.3%)の割合が高く、1年以下の家族も34.2%存在した。薬物依存症者本人の年齢は20～30代(66.8%)、性別は男性(85.9%)が多く、未だ断薬に至らない者や刑務所や医療機関に入所中の者が合わせて43.2%と多かった。

現在の家族と本人との関係性については、家族会と家族教室で有意な差があり、家族教室では「一

緒に暮らしている」(44.0%)と回答した者の割合が高いのに対して、家族会では「離れて暮らしておりあまり連絡を取り合わない」(40.3%)と回答した者の割合が高かった。

本人の現在の生活状況についても同様に有意な差があり、家族教室では「家族と同居」(44.0%)と回答した者の割合が高いのに対して、家族会では「リハビリ施設に入所」(28.2%)「刑務所に入所」(21.8%)と回答した者の割合が高かった。

家族教室については、薬物問題が継続している本人の身近で生活しながら心身ともに疲弊する親の姿が、対象者の特徴として浮かび上がる。

家族会については、完全な断薬には至っていないまでも、本人がリハビリ施設に入所するなどして物理的な距離がとれている親が多いことが推察できる。

家族心理教育プログラムに関する理解度については、「かなり理解できた」または「完全に理解できた」と回答した者の割合は約6割(55.8%)にとどまっていた。1冊の分量が多いために1度で全ての内容について十分時間をかけて実施するのが難しいことや、学んだスキルをある程度使いこなして実生活に取り込めるようになることを目標としているために、目標到達に時間がかかることなどが考えられる。理解度をあげるために、実践練習等にも時間を十分とりながら、同じ種類の教材を用いたプログラムに繰り返し参加できる環境を家族に提供することが望ましい。また、家族の性別や、本人の現在の薬物問題の状況によって、理解度が異なる教材があった。特に、現在本人がまだ回復に向かっていなかったり、刑務所等に入所していたりする家族は、本人が回復しつつある家族と比べて全体的に理解度が低かった。これらの傾向は、平成22年度の教材については必ずしも顕著でなかったものであり、その理由についても今後の研究の中で明らかにしていきたい。

有効性については、約7割の家族が「かなり役に立つ」または「非常に役に立つ」と回答しており、一定の有効性が確認できた。しかし、教材の種類や、本人の現在の薬物問題の状況によって、有効性が異なっていた。教材の種類では、「暴力への対応」が他の教材と比較して有意に有効性が低かったが、その理由としては、全ての家庭で暴力の問題が生じていると限らないので、暴力の危険に曝される可能性が低い家族にとっては、それ

ほど有効性が高くなかったことが考えられる。

また、本人の現在の薬物問題の状況については、先述の理解度と同様に、現在本人がまだ回復に向かっていなかったり、刑務所等に入所していたりする家族は、本人が回復しつつある家族と比べて全体的に有効性に対する評価が低かった。その理由についても、理解度と同様、今後の研究の中で明らかにしていきたい。

このように、本人の現在の薬物問題の状況等によっても、プログラムに対する理解度や有効性が低くなってしまう家族が存在するため、個別の評価や支援を忘れてはならない。

(倫理面への配慮)

本研究のすべては、各施設での倫理委員会に諮った上で実施した。

C. 考察

研究 1 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究

1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、ひとつは①「薬物使用に関する全国住民調査」（以下、全国住民調査）を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、次年度への準備をする年度であり、もうひとつは、②「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」（以下、全国中学生調査）、「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（以下、全国精神科病院調査）、「全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」（以下、全国児童自立支援施設調査）の実施を主とする年度である。今回の2年間に渡る研究では、上記②の調査研究に、「監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究」と「薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究」を加えた。

本年度は上記の②の年度に当たる。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なことは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国の National Institute on Drug Abuse の疫学部門より、2002年にはタイ王国の Office of the Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister 主催による会議に、また、2005年、2006年には台湾の Department of Health 主催による国際会議に、2010年には台湾の Department of Justice 主催による国際セミナーに、2011年には台湾の国立中正大学主催による国際会議での講演を、さらに、2013年には米国 NIDA の援助の下で台湾で行われた 2013 International Conference on Global Health: Prevention and Treatment of Substance Use Disorders and HIV での講演に招聘されてきている。

2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「中学生調査」では、1996年以来、層別一段集落抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、調査実施校数の割合は、第一回の1996年には58.1%であったものが、1998年には71.2%、2000年には73.7%と上昇し、2002年調査でも71.0%と70%台を確保できた。しかし、2004年調査では69.3%と低下し、2006年調査では66.3%、2008年調査では62.7%と70%台を割ってしまった。その原因としては、1998年には第三次覚せい剤乱用期への危機感が教育現場でも強く、「薬物乱用防止5カ年戦略」（薬物乱用対策推進本部）が策定されこともあって、調査実施校率があがったものの、その後の学校現場における様々な「事件」「問題」の頻発により、薬物乱用問題への社会的关心が相対的に薄められてきていくことと、本調査の実施に割く時間が狭められた結果ではないかと推定している。2010年調査では、63.0%と、かろうじて経年的低下を免れたが、2012年調査では52.8%であり、1996年に開始した本調査では最低を記録した。幸い2014年調査では、連日の「脱法ドラッグ」問題の報道のせいか、53.

8%となった。しかし、依存性薬物の健康に及ぼす害知識の周知率も低下傾向も認められており、教育現場での薬物乱用防止教育に対する「関心の低下」が危惧されるところである。今後は、何とか60%は維持したいところである。

「全国精神科病院調査」「全国児童自立支援施設調査」は全数調査という方法を探っている。

「全国精神病院調査」では、調査協力施設の割合がなかなか上がらない問題が続いている。2002度調査では、なんとか52.6%であり、2004年調査でも50.5%（837施設）であったが、2006年調査では56.7%を確保できた。しかし、2008年調査では48.4%と50%を切ってしまった。ただし、785施設中86.2%（全国の1,622施設中では41.7%）が「該当症例なし」と言う結果であり、回答率を上げる作業は「該当症例なし」の施設から、「該当症例なし」という報告をいただく作業になるくらいがある。その背景には、我が国の薬物関連精神障害患者に対する医療対応システムの貧困がある。当主任研究者による試算によれば、2009年6月30日時点での全国精神病院病名別在院患者数（「精神保健福祉資料」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）を元に算出すると、我が国の覚せい剤関連精神障害入院患者の約12%がわずか4病院で占められている現実があり（1636施設中のわずか4施設である）、薬物関連精神障害患者に対する我が国の貧困な医療体制の現状が明らかである。2010年調査からは、分担研究者による回収への努力強化が行われ、2010年調査では全国の1,612施設中63.3%から回答を得、2012年調査では全国の1,609施設中70.6%から回答を得ている。しかし、2012年調査でも、「該当症例なし」の施設は全体の56.6%にも及んでおり、ここでも、薬物関連精神障害患者を診ている施設の偏在ぶりは明かである。今回の2014年調査では、「脱法ドラッグ」の影響が色濃く、1,598施設中75.2%の施設より回答を得ることができ、有効症例数も1,579例と、過去最高の症例を得ることができた。

「全国児童自立支援施設調査」での対象数は、1994年で1339人、1996年で1194人、1998年で1315人、2000年で1327人と、1200人から1300人前後で一定していたが、2002年では851人と減少した。2004年調査では、質問項目数を少なくし回

収率が低下しないよう配慮したこともあり、回収数は1230人となり、2002年より前のレベルに戻すことができた。しかし、2006年調査では986人と後退してしまった。2008年調査では1,289人、2010年調査では1064人と再び増加したものの、2012年調査では、再び973人と減少してしまった。そもそも調査の実施自体が施設にとっては負担であることは否めず（「全国中学生調査」「全国精神病院調査」でも言えることであるが）、全国調査の維持と言うものがなかなか容易ではないと言ふことを実感せざるを得ない。

また、薬物乱用・依存状況の把握には、可能ならば何らかの生物学的マーカーを用いた調査が最適である。そのため、当研究代表者は、かつて第三次救急医療センター受診者の尿・血液からの薬物検出調査を組織したことがあったが、各施設でのマンパワー不足により、結果的に継続を断念せざるを得なかった。そこで、2007年から、東京都監察医務院の協力を得て、監察医務院が関与した死体検案例における薬物検出の実態調査を行うことにした。さらに、2014年からは救命救急センターでの調査も追加した。

「薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握」調査は、2011年から開始した「新しい」調査である。この調査は、まだまだ全国規模には拡大できないが、どのようなOTCが大量・頻回購入の対象となっているかを示唆する唯一の調査でもあり、今後、どう「育てるか」を検討してゆく必要がある。

3. 「脱法ドラッグ」について

2011年下半期に、一気に社会問題化した「脱法ドラッグ」乱用問題は、今日最大の薬物問題となった。わが国にとって、今回の「脱法ドラッグ」問題は、3回目の流行である（和田 清ら：脱法ハーブを含む「脱法ドラッグ」乱用とその実態。精神科 22(1): 26-32, 2013.）が、この問題は2014年6月の東京・池袋での自動車運転事故をその象徴として、2014年にピークに達した問題である。

当研究代表者らは、第1回の「脱法ドラッグ」乱用期の主役であった「マジック・マッシュルーム」について、2001年、2003年、2005年の全国住民調査において、「マジック・マッシュルームが毒キノコであること知っていましたか?」と言う設問を「警告」を込めて設け、害の周知度を調べ

た。その結果、「知っている」と答えた者の割合は、2001年調査で25%、2003年調査で29%、2005年調査で26%と決して高いものではなかったが、2002年にこの種のキノコ自体が「麻薬原料植物」に指定されることによって、事実上、その問題の解決をみた事実がある。

また、5-Meo-DIPTに象徴される2回目の「脱法ドラッグ」流行期の2007年の全国住民調査では、34種の「脱法ドラッグ」名を挙げて、「聞いたことのある薬物があったら、○をしてください。」との設問で、その呼称の周知度を調べたことがある。しかし、その結果は、「ラッシュ」が46%、「ケタミン」が36%、「メチロン」が8%と突出して高く、それ以外の31種の周知度は、高いものでも4%で、ほとんどのものが1%以下であった。結果的に、2007年の薬事法改正による「指定薬物」導入により、当時の「脱法ドラッグ」問題は、それ以降、事実上、社会問題としては消えてしまっていた。

ところが、2011年下半期に、一気に社会問題化したのが、「脱法ハーブ」を中心とする今日の「脱法ドラッグ」問題である。そのため、今回の当研究では、全国中学生調査、全国精神科病院調査、全国児童自立支援施設調査、監察医務院調査、救命救急センター調査で「脱法ドラッグ」について調べた。

その結果、全国中学生調査では、①「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率、覚せい剤乱用経験率は、約60%にも上ること、②従来、わが国での中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきたが、「脱法ドラッグ」の出現は、「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではない可能性を示唆するものであるという結果であった。

また、全国精神科病院調査（2014年）では、主たる（原因）薬物としての割合では、危険ドラッグは23.7%であり、覚せい剤（42.2%）に次いで第2位であり、その割合も2012年の16.3%から大幅に増加していることが明らかになった。しかも、「過去1年以内に主たる薬物の使用が認められた者」1,019例に限定した場合、「主たる薬物」として最も多いのは、危険ドラッグ（34.8%）であり、次い

で覚せい剤（27.4%）、処方薬（16.9%）であり、今日の薬物依存症臨床の現場では、危険ドラッグや処方薬といった「取り締まらない薬物」が中心的課題となりつつある状況がうかがわれた。

2012年調査と2014年調査での「脱法ドラッグ」問題は、過去2回の流行とは規模的に異なる社会全体を巻き込んだ深刻なものであり、本年度の本調査の最大のトピックスであることは間違いない。この流行は、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」（和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 43:120-131, 2008）の象徴であろう。

ただし、2014年後半の法改正、取り締まり強化により、当研究者らは2014年11月～12月以降、医療現場における危険ドラッグ患者の激減を経験しており、今後しばらくは、この危険ドラッグ問題は「なりを潜める」だろうと推測している。

研究2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究

薬物乱用・依存が医療面に限らず社会のあらゆる分野に影響を及ぼしている事は論を待たない。そのため、わが国では「ダメ！ゼッタイ」をスローガンに強力な一次予防対策が続けられている。しかし、本主任研究者らによる調査によれば、薬物関連精神障害者の約75%の者はすでに薬物を乱用している友人・知人から「勧められて」薬物の乱用を開始していた。この事実は、眞の薬物乱用防止のためには、強力な一次予防と共に、二次予防（早期発見・早期治療）・三次予防（薬物依存からの回復と社会復帰）を推進することによって、新たな薬物乱用者を誘い込む可能性のある薬物乱用・依存者を減らさない限り、新たな薬物乱用者が繰り返し生まれてくることを物語っている。

平成10年の「薬物乱用防止五か年戦略」、平成15年の「薬物乱用防止新五か年戦略」において、二次予防・三次予防の重要性が指摘され、平成20年の「第三次薬物乱用防止五か年戦略」、平成25年の「第四次薬物乱用防止五か年戦略」では、二次予防・三次予防の重要性が益々重要視されたにも関わらず、実際には実効的対策はほとんどられておらず、結果的に薬物依存症治療及び社会復帰策に限れば、わが国は先進諸国の中で、最貧国と言っても過言ではない状況のままである。

それにも関わらず、平成 25 年には「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」が成立し、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」での「目標 2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」対策は急務と言わざるを得ない。しかし、これに対する国としての対応は遅々として進んでいない。そこで、本研究では、

「(2)薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

(民間団体・関係機関等との連携強化)」に呼応した「ダルクを中心とした薬物依存症者に対する支援活動の実態とその課題を把握するための調査研究」と、「(3)薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実 (民間団体・関係機関等との連携強化)」に対応した「精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究」とを実施した。

特に、本研究で強調したいことは、以下の 2 点である。

1. ダルクとは、本来、自らの「回復」のための自助活動であり、公的ないしは行政的システムの補完組織ではない。そのことを踏まえた上での連携を進める必要がある。

しかも、生活保護受給中の利用者は、入寮者で 77%、通所者で 59%、全体で 74% である現状（今回の調査結果）を財政的にどう対応するのか。

2. 「家族支援」と総論的に唱えても、具体的対応策を示さない場合には、何一つ実効性を持たない。本研究では、その具体的対応策の一つとして、「ワークブックを用いた家族心理教育プログラム」の開発と普及を試みてきたが、これこそが、現時点でできる最善の対策であると考えている。

D. 結論

今回の調査研究で、中学生における有機溶剤生涯経験率が上昇していたが、実際に増加したのかどうかは今後のモニタリングが必要である。また、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が強く示唆された。

2014 年は危険ドラッグ問題が最高潮に達した年であったが、2014 年後半の法改正、取り締まり強化により、当研究者らは 2014 年 11 月～12 月以降、医療現場における危険ドラッグ患者の激減を経験しており、今後しばらくは、この危険ドラッ

グ問題は「なりを潜める」だろうと推測している。「なりを潜めた時期」こそ、再度の流行に備えた各種対策を準備しておく必要がある。

再乱用防止には、薬物依存症に対する「医療モデル」「福祉モデル」としての取り組みが不可欠であるが、利用可能な制度的・社会資源を増やす必要がある。同時に、本研究で開発した薬物乱用防止教育ツール、及び、家族心理教育プログラムを行政的に全国に広めて行くことが、「第三次薬物乱用防止 5 カ年戦略」で謳われている再乱用防止および薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になるのではないかと考えられる。

E. 健康危険情報

【研究 1 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究】の結果自体が健康危険情報であるが、「脱法ドラッグ」のもつ社会的危険性は早急に対応すべき危険である。

F. 研究発表

1. 著書

- 1) 和田 清:薬物乱用の問題点一医学的視点から 第 3 回(最終回) 中学生対象の全国調査からわかること. 体と心 保健総合大百科 保健ニュース. 心の健康ニュース 縮刷活用版 2013 年. 中・高校編. 少年写真新聞社. pp. 159-159, 2013. 4. 30.
- 2) 和田 清 : 11. 薬物乱用と健康. 現代高等保健体育 教授用参考資料. 大修館書店. pp. 88-95, 2013 年 4 月 1 日.
- 3) 和田 清 : 11. 薬物乱用と健康. 最新高等保健体育 教授用参考資料. 大修館書店. pp. 88-95, 2013 年 4 月 1 日.
- 4) 松本俊彦: II. 物質関連障害および嗜癖性障害群 診断概念の歴史. DSM-5 を読み解く 伝統的精神病理, DSM-IV, ICD-10 をふまえた新時代の精神科診断 2 統合失調症スペクトラム障害および他の精神病性障害群, 物質関連障害および嗜癖性障害群 総編集: 神庭重信 編集: 村井俊哉 / 宮田久彌 , 中山書店, 東京, pp107-120, 2014.
- 5) 嶋根卓也 : 処方薬乱用への対応. 精神保健福祉白書 2015 年版, 中央法規出版株式会社, 東京, p41, 2014.
- 6) 宮永耕 (2014) 「薬物依存 薬物依存者の回復

支援」、岩崎晋也・岩間伸之・原田正樹編『社会福祉研究のフロンティア』有斐閣、104-107

2. 論文発表

- 1) 和田 清、松本俊彦、船田正彦、嶋根卓也、邱 冬梅：薬物乱用・依存の疫学. 精神科 26(1) : 44-49, 2015.
- 2) 和田 清：我が国の薬物乱用・依存の最近の動向と治療の現状・課題について. 警察学論集 第67巻第12号 : 90-112, 2014.12.10.
- 3) 和田 清：巻頭論文 「脱法ドラッグ」乱用の急拡大と求められる薬物乱用防止教育の視点. 教育時報（岡山県教育委員会）2014年9月号 : 4-7, 2014.
- 4) 和田 清：薬物乱用の若年化？高齢化？. 学校保健の動向 平成26年度版. 公益財団法人日本学校保健会. pp.113-113, 2014.11.20.
- 5) 和田 清：子どもの環境と薬物乱用の現状ー16年間にわたる中学生調査からみてー. 小児科臨床 66(11) : 2179-2184, 2013.
- 6) Matsumoto T, Tachimori H, Tanibuchi Y, et al.: Clinical features of patients with designer drugs-related disorder in Japan: A comparison with patients with methamphetamine- and hypnotic/anxiolytic-related disorders. Psychiatry Clin Neurosci. 68: 374-382, 2014.
- 7) 松本俊彦: 1. 依存の問題～常用量依存も含めて. Modern Physician 34: 653-656, 2014.
- 8) 松本俊彦：特集 その患者に睡眠薬は必要か一眠れないという訴えにどう対応するかー睡眠導入に好ましくない薬剤. 精神科治療学 29: 1439-1442, 2014
- 9) 高井美智子, 上條吉人, 井出文子：向精神薬による急性薬物中毒の実態および関連する心理社会的要因についての考察：臨床心理士の立場からの提言. 日本臨床救急医学会雑誌, 18: 1-8, 2015.
- 10) Kamijo, Y., Takai, M., Fujita, Y., Hirose, Y., Iwasaki, Y., Ishihara, S., Yokoyama, T., Yagi, K., Sakamoto, T: A multicenter retrospective survey of poisoning after consumption of products containing synthetic chemicals in Japan. Internal Medicine, 2014; 53: 2439-2445
- 11) 上條吉人：「救急医療施設における脱法ハーブ等の合成薬物添加製品による中毒の実態およびその対応についての調査」の報告とお礼. 中毒研究 2014 ; 27 : 227-229.
- 12) 上條吉人：危険ドラッグの脅威；日本中毒学会と日本救急医学会の共同による多施設共同調査から. 救急医学 2015 ; 39 : 78-85.
- 13) Shimane T, Matsumoto T, Wada K: Clinical behavior of Japanese community pharmacists for preventing prescription drug overdose, Psychiatry and Clinical Neuroscience s. 2014 (in press)
- 14) 嶋根卓也:青少年はなぜ薬物に手を出すのか. 教育と医学 738 : 58-67, 2014.
- 15) 嶋根卓也：社会問題化する危険ドラッグに薬剤師はどのように関わられるか. 日本薬剤師会雑誌 2014, 66 (11) : 17 - 20, 2014.
- 16) 嶋根卓也：心に悩みを抱えた患者の支援—ゲートキーパーとしての薬剤師. 月刊薬事, 56(10) : 41-44, 2014.
- 17) 嶋根卓也：医薬品乱用・依存のゲートキーパーとしての薬剤師. 薬局, Vol. 65 No. 3, 149-155, 2014.
- 18) 嶋根卓也：変わる薬物依存・変わる支援～危険ドラッグから処方薬乱用まで～. 季刊リカバリーアイランド沖縄, Vol. 7, p6-7, 2015.
- 19) 嶋根卓也：心に悩みを抱えた患者の支援～ゲートキーパーとしての薬局・薬剤師～（ゲートキーパーDVD教材紹介）. Excellent Pharmacy, 5(5), p 11, 2015.

3. 学会発表

- 1) 和田 清、水野奈津美、嶋根卓也：シンポジウム8 「薬物乱用の動向とその防止策」全国の中学生における薬物乱用の実態とその生活背景. 平成25年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会. 岡山コンベンションセンター、2013. 10.5.
- 2) 和田 清:子どもの環境と薬物乱用の現状ー若者のたばこ・アルコール・薬物使用の現状と対策. 総合シンポジウム9 子どもの生活環境を考える. 第116回日本小児科学会学術集会. 広島国際会議場. 2013.4.19.-4.21.
- 3) 松本俊彦：向精神薬乱用・依存、過量服薬の防止のために精神科医にできること. 日本総合病

院精神医学会無床総合病院精神科委員会主催
無床フォーラム 2014 招待講演, 2014. 6. 26,
横浜

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）
なし

- 4) 松本俊彦：精神科医療機関における脱法ドラッグ関連患者の臨床的特徴. シンポジウム 52 「脱法ドラッグ」乱用・依存の実態と対応策について. 第 110 回日本精神神経学会学術総会, 2014. 6. 27, 横浜
- 5) 松本俊彦：「危険ドラッグ」乱用患者の臨床的特徴. 第 22 回日本精神科救急学会学術総会 ランチョンセミナー 3, 札幌, 2014. 9. 5.
- 6) 松本俊彦：シンポジウム 1 脱法ドラッグ乱用の現状 全国精神科病院調査より. 第 36 回日本アルコール関連問題学会, 神奈川, 2014. 10. 4.
- 7) 松本俊彦：処方薬乱用とわが国の精神科治療の課題：分科会 9 処方薬乱用・依存の予防と治療—精神科医療は何をなすべきで、何をなすべきではないのか. 第 36 回日本アルコール関連問題学会, 神奈川, 2014. 10. 4.
- 8) 上條吉人：脱法ドラッグなどの合成薬物添加製品を使用して救急搬送された患者の多施設共同調査から. 第 110 回日本精神神経学会学術集会. 東京. 2014 年.
- 9) 上條吉人:脱法ドラッグ摂取後に救急搬送された患者の多施設共同調査. 第 36 回日本アルコール関連問題学会学術集会. 2014 年.
- 10) 高井美智子, 上條吉人, 山田素朋子, 井出文子：向精神薬を過量服薬した患者の精神科受療状況と致死性との関連についての検討 第 38 回日本自殺予防学会総会（北九州） 2014. 9. 11- 9. 13
- 11) Shimane T, Matsumoto T, Wada K: The Japanese community pharmacist as a "Gatekeeper" for preventing prescription drug overdose. ISAM2014 16th International Society of Addiction Medicine Annual Meeting, Kanagawa, 2014. 10. 06.
- 12) 嶋根卓也：薬局・薬剤師向けゲートキーパー教材の開発一心に悩みを抱えた患者の支援-. 第 20 回埼玉県薬剤師会学術大会, 埼玉, 2014. 11. 16.
- 13) 近藤あゆみ：薬物依存症者の家族がもつ多様なニーズを踏まえた支援を目指す, 第 36 回日本アルコール関連問題学会, 神奈川, 2014.

分担研究報告書
(1-1)